

平成 27 年度第 3 回総合教育会議 会議録

1. 開催日時 平成 27 年 9 月 29 日（火） 14:30～16:00
2. 開催場所 岸和田市役所新館 4 階第 1 委員会室
3. 公開・非公開 公開
4. 出席者（構成員）信貴市長、中野委員長、川岸委員長職務代理者、谷口委員、野口委員、樋口教育長
（司会）企画調整部：森口部長
（事務局）政策企画課：藤浪課長、藤井総合調整担当主幹
（関係者）教育総務部：西川部長、総務課：大西課長、高井調整参事
学校教育部：須賀部長、学校教育課：松村課長
生涯学習部：松阪部長、生涯学習課：大和課長
5. 傍聴人数 2 名
6. 会議資料
 - ・平成 27 年度第 3 回総合教育会議 次第
 - ・資料 1 岸和田市教育大綱（素案）
 - ・資料 2 第 2 回岸和田市総合教育会議 大綱策定に係る意見要旨
 - ・資料 3 教育大綱策定スケジュール案

7. 内 容

<司 会>

定刻になりましたので、ただいまから平成 27 年度第 3 回岸和田市総合教育会議をはじめさせていただきます。会議の進行を務めさせていただきます、企画調整部の森口でございます。よろしくお願いいたします。はじめに、信貴市長から開会の挨拶をお願いいたします。

<信貴市長>

本日は、開催時間を変更いただきありがとうございました。総合教育会議は本日で 3 回目となりました。総合教育会議のあり方というものが報道等でとりあげており、各市がどうかたちで係っていくのか、1 年目は係り方やスタンスについて問われているところです。岸和田市では、以前から、教育委員会と市長部局とはいろいろなかたちで連携を図りながら進めてまいりました。私の就任直後からこのような制度改正があり、議会においてもそのスタンスを問われたことがあったわけですが、教育委員会と協議・連携をしながら、岸和田版の教育のあり方について検討していきたいと考えておりますので、変わらぬご理解と、ご協力を重ねてお願い申し上げて、開会の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

<司 会>

市長、ありがとうございました。それでは、本日の会議の会議録をご確認いただく委員の方の選任を行います。岸和田市総合教育会議運営要綱第 4 条第 2 項の規定より、市長と、市長が指名した出席者 1 名の方に会議録をご確認の上、ご署名いただきます。第 1 回の会議に

において、委員名簿に沿って順番にお願いすることとなりましたので、本日の会議は、谷口委員にお願いします。谷口委員、よろしくお願いします。

それでは、会議事項に入ります。次第に沿いまして、会議事項「2. 教育大綱の策定について」、事務局から資料の説明をお願いします。

<事務局>

事務局の政策企画課、藤浪です。宜しくお願いします。資料1、2を使ってご説明をさせていただきます。資料1は、7月13日開催の第2回総合教育会議で事務局素案としてお示しさせていただいたものと同じものを配布しております。資料2は、第2回の総合教育会議で委員の皆様からいただきましたご意見を要約・整理したものです。最後の頁には、中野委員長から、イメージとしてご提出いただきました資料を添付させていただいております。また本日、カラー印刷のものを机の上に置かせていただいております。昨日、中野委員長よりご提出いただきましたので、カラー印刷のものに差し替えをお願いします。

<司 会>

本日は、前回に引き続き、教育大綱の素案についてご議論いただきたいと思います。まず、大綱の構成イメージを固めていきたいと思います。

前回の総合教育会議で、中野委員長からご提案がありました。本日、中野委員長がその具体的なイメージとして作成いただいた案を、資料2の4頁に添付しておりますので、まず、中野委員長から資料の説明をお願いできますでしょうか。

<中野委員長>

その前に、今までの経過についてご報告したいと思います。第2回総合教育会議に関連すること、そして第2回総合教育会議の経過、さらにその後の対応について、私から報告します。7月13日の第2回総合教育会議において、事務局より提案された市教育大綱の素案について意見交換を行いました。第2回会議の冒頭で私が言いましたように、教育大綱についての教育委員の議論はこれが始めてでした。それは、教育大綱とは別に、来年度の中学校の教科書選定の作業で、7月30日の重要な採択会議に向けて間に合うように、特に今年度から文部科学省から選定委員会での絞り込みをしないようにという通知がありましたので、教育委員会として、全教科・全学年・全発行者の教科書をすべて読み、これらについての特色と気になる点をまとめる膨大な作業を行っておりました。したがって、7月13日の第2回総合教育会議における教育大綱に向けての事前の話し合いの時間がとれませんでした。このため、教育委員の間での意見の調整ができていませんでした。そこで第2回総合教育会議において意見交換をして、教育委員の間に意見の違いがあることがわかりました。その会議の内容は、本日の資料2：第2回岸和田市総合教育会議 大綱策定に係る意見要旨として、事務局でまとめてもらっているとおりです。このため、第2回総合教育会議終了時点で、私は教育委員会に持ち帰って意見の調整をしますと言いました。そして8月6日、8月20日、9月17日と3回、時間をかけて意見交換をしました。3回の会議はいずれも教育委員会会議ではなく、教育委員会の協議会のかたちで行いました。協議会は、通常、定例教育委員会会議の前に、行事予定の調整、事務局からの報告、そして教育委員から事務局への意見や要望を伝える会議です。この協議会の構成メンバーは、5人の教育委員と、教育総務部長、学校教育部長、生涯学習部長、総務課長の計9名です。この会議で、素案についての意見交換と私は8月6

日に素案に対する対案をメンバーに配布し、たたき台として提案し、別の提案があれば提出してほしいと言いました。しかし、委員からの案の提出はありませんでした。協議会において意見調整をして、教育委員会として、ひとつの案にまとまるなら一番いいとは思っていましたが、私は素案に対して部分修正では納得できない根本的な意見の相違がありますので、同意はできませんでした。むしろ教育委員会にいろいろな意見があることの方が健全であると思っています。その結果、教育委員会では、素案について、過半数の賛成、そして素案と対案の両案について判断が難しい、なんとか折り合いがつかないものかと考えておられる委員もおられます。私はもちろん素案に反対です。そこで、第3回の総合教育会議における具体的な取り組みとして、まず私から第2回総合教育会議に関連する報告をし、その後、素案について説明をしてもらい、続いて私が意見を述べることにまとめ、本日に至ったということですので。誤解があってはならないのですが、意見の相違があっても、教育委員会における教育委員の関係、そして事務局との関係は以前から協力しあい、互いに支えあっていて信頼関係になんら揺らぎはありません。教育委員会と市長部局との関係も、従前から良好な関係で、なんら問題はないことを申し添えておきます。私からは以上ですが、これについて他に訂正・補足があればお願いします。

<司 会>

ただ今、中野委員長より経過についてご説明がありましたが、他の委員の皆様から補足等ありますでしょうか。

<谷口委員>

委員長から説明いただいた部分については、大筋そのとおりでと思いますが、少し違うと感じておりますのは、第2回総合教育会議が初めての議論の場であったということについて、事務局からの素案ではございませんが、協議会の場で、教育委員会の案として、こういうかたちを考えているということは把握しておりました。

<中野委員長>

それは違いがあります。総合教育会議において、案を提出するのは市長部局ですから、教育委員会として案を提出するのは間違いです。教育委員会事務局には教育方針をまとめて抜粋してもらいました。それを市長部局に送りますという報告を受けて、私は資料として送るので反対はありませんでした。そういう意味で議論もなく送ってもらうということについては総意であったと思います。その段階で案というのは間違いです。付け加えて言いますと、私は第2回の総合教育会議に向けての資料の提供と考えていました。実際には市長部局が提案をするわけですから、何らかの変わったかたちで素案となって帰ってくると思っておりましたが、その教育委員会事務局が作成した教育方針の抜粋に、そのまま素案という2文字がついて帰ってきたので、私は困ったことになったと思ったしだいです。

<谷口委員>

協議会は議事録をとっておりませんので、会話の詳細を覚えておりませんが、委員長がそのようにご記憶されているのであれば、案というかたちでなかったのかもしれませんが、受け取り方としては、第2回総合教育会議で提案を行うため、見ておいてほしいということは伝わっておりましたので、他の教育委員もそのように考えていたのが実態です。一方で委員長から当日示された案は、その時が初めてでしたので、戸惑ったというのが感想です。

<司 会>

本日の会議の趣旨ですが、まず今後の進め方のところを決めていきたいと思います。現在、案が2通りでているのですが、中野委員長、中身の説明をよろしいでしょうか。

<中野委員長>

それでは、素案は既に示されていますので、素案に対する反対意見を申し上げます。会議録には忠実に記録していただくようお願いいたします。

私は、教育委員長の立場から、教育方針が教育大綱に盛り込まれることは、本来歓迎すべきことかもしれませんが、教育委員会の教育方針の抜粋、これを直接教育大綱に転用することは、新設する教育大綱にオリジナリティがありませんし、市の教育大綱があたかも教育委員会のためだけにあるような誤解を生じます。市の教育活動に、児童福祉部、保健福祉部、市民生活部、社会福祉協議会、子ども家庭センターなども係っていますので、これらの部局を抜きにすることは良くないことです。また素案については、内容的にも無理があると考えています。この根拠を申し上げます。

大綱の策定に関して、第1回総合教育会議で事務局から説明をしていただきましたが、改めて、文部科学省からの地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律についての（通知）を踏まえて、素案を見直します。

通知の第三 大綱の策定について、2留意事項で「地方公共団体の長は民意を代表する立場であるとともに、教育行政においては、大学及び私立学校を直接所管し、教育委員会の所管事項に関する予算の編成・執行や条例提案など重要な権限を有している。また、近年の教育行政においては福祉や地域振興などの一般行政との密接な連携が必要となっている。これらを踏まえ、今回の改正においては、地方公共団体の長に大綱の策定を義務付けることにより、地域住民の意向のより一層の反映と地方公共団体における教育、学術及び文化の振興に関する施策の総合的な推進を図ることとしている。」とあります。この点で、今回の素案は、根本が教育委員会の教育方針であり、これは学校教育・生涯学習を対象としたもので、今、申しました法律の内容、つまり地域住民の意向のより一層の反映と地方公共団体における教育、学術及び文化の振興に関する施策の総合的な推進を図ることという市の教育大綱の立脚権よりは、かなり狭い範囲のものでしかありません。

次に文科省通知の(1)大綱の定義「①大綱は、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものであり、詳細な施策について策定することを求めているものではないこと。」と記しています。ここでも素案では、総合的な施策よりは狭いもので、目標となる方針よりはかなり詳細なものとなっています。具体的で素案のような細かい内容の大綱に基づいて、教育委員会の教育方針、素案では教育実施計画と称しています。これを称しますと、枠がはめられて、自分の首を自分で絞めることになり、窮屈な教育実施計画しか生まれてきません。これでは豊かな教育行政につながらないと思います。

通知の(2)大綱記載事項「①大綱の主たる記載事項は、各地方公共団体の判断に委ねられているものであるが、主として、学校の耐震化、学校の統廃合、少人数教育の推進、総合的な放課後対策、幼稚園・保育所・認定こども園を通じた幼児教育・保育の充実等、予算や条例等の地方公共団体の長の有する権限に係る事項についての目標や根本となる方針が考えられること。」とあります。ここでは特に、幼稚園、保育所、認定こども園を通じた幼児教育・

保育の充実等とあります。これは既に前回触れたことですが、素案の4頁に幼稚園に関する記載がありますが、これでは公立幼稚園だけにしか触れていません。市長は、第1回総合教育会議において、子育て世代にとって魅力的なまち岸和田にしたいという想いを述べられました。また、今年度スタートしましたまちづくりビジョン第2期戦略計画においても、三世代が支えあい、子どもを産み育てやすいまちに取り組んでおられます。このように考えますと、教育委員会の教育方針を教育大綱に取り込む素案には無理があり、適切ではないと考えます。普通、教育大綱と教育方針の関係は、市長の選挙公約を盛り込んだ包括的な教育大綱を作成し、これに沿って教育委員会の教育方針を作成するものです。それが素案では、先に教育方針が教育大綱の中に入ってしまったら本末転倒です。教育方針が教育大綱として市長部局の管轄に入ることによって、教育方針が教育委員会の手元を離れ、この部分での教育委員会の主体性は消えてしまいます。素案によれば、この教育大綱によって作られる教育実施計画は元々土台が教育方針である教育大綱とはほぼ同じ内容になります。おかしなことで、同じ内容のものが、教育委員会の手元にあるのは教育実施計画と言い、市長部局の手元にあるものは教育大綱ということになります。これはまさにダブルスタンダードとなって行政上、混乱を引き起こします。さらにこれまで、教育方針は地域及び学校の実情に応じて、毎年作成してきました。素案も教育実施計画も、当然、実情に合わせて毎年策定する必要があります。そうすると教育大綱との間に、齟齬が生じます。それで教育大綱の内容を実施計画にあわせて変更しなければなりません。手続的には、教育大綱の内容の変更は総合教育会議において毎年協議すれば変更が可能です。しかし誰も指摘していませんが、素案では致命的な課題を生じます。つまり、文科省の第三 大綱の策定について、改正法の概要「③地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならないこととしたこと。」としています。市の重要な教育大綱の変更ですから、いい加減な訂正ではなく、きっちりと市民に公表しなければなりません。これは大変な作業ですし、経費も相当必要です。これを毎年実施するとすると、市の厳しい財政事情をさらに圧迫します。これを避けようとして、教育委員会での教育実施計画の変更を見送るようでは、実情にあわない不幸な教育事情を招いてしまいます。これはとても看過することはできません。そして教育大綱に基づいて教育実施計画を考えていくべきなのに、逆に教育実施計画に応じて、大元の教育大綱を改めるのも本末転倒です。このように素案による教育大綱の策定は、相当問題がありますので、私は賛成できません。では私がどう考えているかといいますと、先程報告しました教育委員会での議論では、素案に対する対案として、教育委員会の協議会でメンバーにお示しし、意見を交換してきました。本日の会議に向けて、教育委員会事務局に、私の意見を市長部局に届けてもらい配布をお願いいたしました。このような経過で、本日、私の意見を資料2の4頁に添付してもらっています。なお、昨日、資料の差し替えをお願いしましたので、以前と目標の部分だけが変わっております。

続けて、私の意見について考えを述べます。私は、市長部局の教育大綱と教育委員会の教育方針との関係については、憲法や教育基本法におけるあらすじを表している前文にあたるのが教育大綱、そして具体的な条文にあたるのが教育委員会の教育方針と考えております。

私の意見の内容に入っていきます。掲示物を用意してきましたので、これを用いて説明します。内容は、お手元の資料とまったく同じ内容です。岸和田市教育大綱の私の考え方です。

目標として、「魅せましょう Leading City 岸和田 三世代が支えあって暮らせる街をめざして 大阪一、子どもを産み、育てやすい街に 豊かな自然と人との共生」を設定してい

ます。平成 25 年 11 月市長選挙における信貴市長の公約である、魅せましよう Leading City に掲げられた 3 つの内容です。今回これを教育大綱の目標に決めました。目標設定によって、民意を反映するとともに、市の教育大綱全般に信貴市長のリーダーシップを示すことができます。この公約を岸和田市の教育に反映するために、基本理念として「知・徳・体、調和のとれた人づくり、豊かな人間関係の形成」を設定しています。前半の「知・徳・体、調和のとれた人づくり」は教育の基本理念ですが、これは個人を対象としています。市全体として、後半に「豊かな人間関係の形成」を付け加えました。

次に公約の実現に向けて、基本方針として 1, 2, 3 の 3 つの視点から、教育の独立性、中立性、安定性、継続性、各地域の特性などを考慮して基本方針を組み、そして相違工夫を招く、次の重点施策をあげました。

「基本方針 1：『生きる力』をはぐくみ、生涯にわたって共に学び合う社会を築く。」この生きる力は、小中高校における学習指導要領の狙いで学校教育を表しています。後半は生涯学習です。この 1 行で教育委員会の係る範囲をあらわしています。次に施策の方向性ですが、まず「子どもたちが夢をもち、夢を育て、その自己実現のために、将来に向かってたゆまぬ努力をする態度を育成します。」これは、教育方針にも含まれていません。市における教育施策の根本的な要素として表しています。次に「就学前教育の充実と校種間連携を進めます。」ここでの就学前教育の充実は、先程、指摘しましたとおり、公立・私立幼稚園、そして保育所、認定子ども園、すべてを含んだ表現になっています。次に「ICT の活用などを図り、情報教育の充実と情報リテラシーの確立に努めます。」最近特に、携帯電話やスマートフォンによって犯罪に巻き込まれる子どもたちが増えています。情報リテラシーの確立は、是非必要です。次に「主体的な学習態度を涵養し、ライフステージに応じて学び続ける学習環境を整えます。」それから「学校、家庭、地域のそれぞれの教育力を高めるとともに、これらの連携を深めて、学校教育活動への支援を図ります。」ここで、特に生きる力の定着のために、このような教育力の再構築が是非必要です。

「基本方針 2：人権を尊重し、自他の立場を大切にするとともに、心豊かで健康な生活をおくる社会を構築する。」施策の方向性として、「基本的生活習慣、規範意識そして食育を子どもの時期に確立し、だれもがいつまでも心身ともに健やかな生活をおくることを推進します。」「社会的自立を支援し、積極的な社会活動への参画を導きます。」「あらゆる差別、いじめ、体罰、児童虐待、人権侵害などを許さない社会を築きます。」ここであらゆる差別、そして総合教育会議が設置されるきっかけとなりました、いじめ・体罰などをきっちりと入れております。「安全・安心な教育環境の整備に努めます。」「スポーツの振興発展に取り組み、個人的あるいは関係機関と連携した計画的・継続的な生涯スポーツによって、健康寿命の延伸を図ります。」

次に「基本方針 3. 郷土の自然や伝統・文化を愛し大切にするとともに、市民の主体的学習活動を促進する。」施策の方向性として、「地域活動、ボランティア活動、自然体験活動などを推進します。」「図書館、自然資料館、公民館等公共施設の活動の充実を図り、市民の生き甲斐がはぐくまれる学習活動や環境教育を促進します。」「グローバル化が一層進展する中、国際理解、国際交流、多様な文化の理解を進めます。」「大学等の高等教育機関と連携し、より高度な文化活動を展開します。」「情報収集や発信に努め、市民に開かれた事業に取り組みます。」以上の内容ですが、これは骨子だけですので、大綱としては、これに市長メッセージ、策定の経過や関係法規、計画期間等々を盛り込む必要があります。

このように私の意見では確固たる内容になっていまして、第2回総合教育会議で定めまして平成28年度から30年度までの3年間の計画期間の間、素案とは違って、よほど大きな変化がない限り、内容の変更を必要としません。また教育大綱と教育委員会の教育方針とは形式的に完全に分離しており、すっきりしており、素案のような煩雑な問題を一切含んでいません。そして教育方針は、従来どおり教育委員会の手元にあつて、広く大きな視野で策定された市の教育大綱に沿って自由度の高い教育方針を作成でき、これが豊かな教育行政につながると確信しております。

文科省通知「第三 大綱の策定について 2 留意事項(2)大綱の記載事項「②大綱は、教育行政における地域住民の意向をより一層反映させる等の観点から、地方公共団体の長が策定するものとしているが、教育行政に混乱を生じることがないようにするため、総合教育会議において、地方公共団体の長と教育委員会が、十分に協議・調整を尽くすことが肝要であること。」と表しています。以上のようなことから、数が多いからといって必ずしも正しいとは限らない場合があります。また少数意見でも筋が通っていて適切な場合があります。過ちでは改むるに憚ること勿れと言います。素案のように見かけが良くても内容が整っていなければ、教育大綱としてはふさわしくありません。つきましては素案に基づく教育大綱が、総合教育会議の外に出る前に、各教育委員の皆さん今一度、考え直していただきたい。そして素案に代わって私の考えを教育大綱に盛り込んでいただきたいと思います。私は本日の機会に、教育委員会の主体性と教育大綱のオリジナリティを主張できたことを嬉しく思っています。私の委員長の任期は明日までですが、今回の総合教育会議並びに教育委員会において多大なるご迷惑をおかけしましたことをお詫びし、委員長としての責任をとるつもりでいます。今回のように教育委員会の主体性が乏しくなる状況に直面した場合、私のように責任感を持つものであれば、誰でも同じ行動をとると思います。以上、長々と意見を述べましたがこれで終わります。

<司 会>

ただ今、中野委員長より文科省の通知の中身を関連でご説明いただきました。

大綱策定の進め方について、他の委員のご意見をお伺いしたいと思います。野口委員いかがですか。

<野口委員>

第2回の総合教育会議でも申しましたとおり、教育方針に示された大きな柱は、岸和田の教育が大切にしてきたものであり、素案に示された内容は、それと十分に整合するものであると考えますので、私としては、素案を基に議論を進め、大綱としてのかたちを整えていくことが良いと思っています。委員長がおっしゃるように、目標や理念についての整理は必要であると思います。大綱がどういう根拠法令に基づいているのか、何年の期間を持つのか、大綱の考え方は何なのかということを示した上で、素案の基本方針としての内容を作りこんでいくということで、素案を優先していきたいと思っています。

<司 会>

谷口委員いかがですか。

<谷口委員>

まず、委員長がおっしゃるように第2回総合教育会議において教育委員の間で意見に相違

があり、その後、教育委員会に持ち帰り、かなり膨大な時間をかけてお互いを理解しようと協議したのですが、本日のようになって非常に残念です。

素案は完全なものではありませんが、委員長が対案に盛り込まれたことはほぼ入っておりますし、足りないところは素案を修正すれば良い、そのための会議であると考えております。市と教育委員会が、教育行政について同じ方向を向いていることは、なんら齟齬は生じませんし、むしろ市民にとってわかりやすいものになると考えています。

平成18年に教育基本法が改正になるまで、教育委員会は、学校のことばかり見ているといわれていました。しかし12歳以下の子どもは人口比にして13%程度で高齢者が増えている現状において、高齢者に対する生涯教育の考え方が素案には欠けていると感じていますので、素案を修正していく必要があると考えていますが、進め方については、ただ今、委員長から法律・通知のことをお話いただきましたが、3回の協議会のなかで矛盾しないという解説をいただいておりますので、素案を基に議論を進めていくことで良いと考えます。

<司 会>

川岸委員長職務代理者いかがですか。

<川岸委員長職務代理者>

正直なところ委員長をはじめ各委員の意見をお聞きしながら揺れていた自分がいるのですが、私自身も、第2回総合教育会議開催時に、素案を市民にわかりやすい文語に変えていくという気持ちで来ましたので、どちらがいかということになりましたら、素案を元に議論を深めていくことが良いという気持ちでいます。これまでの教育方針は、教育のなかだけで育ってきたものですので、大綱は市民に向けたものとして文言を変えていく必要はあると思いますが、素案の方でお願いしたいと思います。

<司 会>

樋口教育長お願いします。

<樋口教育長>

大綱の策定は、市長と教育委員会が教育施策の方向性を共有して、オール岸和田で、岸和田の教育に取り組んでいこうということを期待されてできたものであると思いますので、市長が提案された素案を基に、今後の議論を進めていただきたいと思っております。執行機関は教育委員会であり、独自性もありますので、そのあたりはきちっと役割で進めていくべきと考えています。これまでも教育の目指す姿として教育方針を作成してきたわけですが、その方向性と、市長が作成した素案が同じベクトルを向いて考えていけると、より一層バージョンアップしていけると考えております。

<司 会>

各教育委員からご意見をいただきましたので、続いて市長からお願いします。

<信貴市長>

第2回の総合教育会議で提案させていただきました教育大綱素案について、教育委員会の中で随分と熱い議論があったとお見受けしました。主張するところの違いはありますが、想いは、岸和田の教育をどうしていくか、その熱い想いがぶつかった結果だと思えます。今後、岸和田の教育が、どんな目標のもとに、どんな方向性や基本となる方針を持っていくのかを、

市長である私と教育委員会とが共に議論し、お互いの独立性を尊重しあいながら、前進していかなければならないと思っています。前回、提案させていただいた大綱素案は、教育委員会がこれまで継承してきた方向性を基本としながら、私としてもそれを重視し、現在の課題を勘案して再編したもので、9つの基本方針のもとに一定の項目をあげて整理したものでございます。皆様の意見をいただきながら、素案をベースに議論を進めていきたいと考えておりますので、ご理解の程よろしく申し上げます。

<司 会>

おのおのの委員のご意見と、ただ今、市長から、素案をベースに議論を進めたいという発言がございましたが、委員の皆様よろしいでしょうか。

(全員：異議なし)

<司 会>

それでは、本日は、前回ご意見をいただいた基本方針1～4も含め、1～9の全基本方針について、文章中の表現などを含めてご意見を申し上げます。本日で委員の皆様のご意見を出し切っていただきたいと思っております。どなたからでも結構ですので、申し上げます。

<谷口委員>

素案は、12歳以下、人口比にしておよそ13～14%の市民を対象とした教育の考え方が主になっていると感じます。平成18年に教育基本法が改正され、生涯学習の考え方を教育の中に入れるということになりましたが、素案では、そのあたりについてまだ練れていないと感じます。

具体的に言いますと、基本方針5「1)安心・安全で快適な学校施設」は重要なことですが、全国的に実施されております学校の統廃合の問題についても入れておかなければならないのではないかと思います。大綱に具体的に記載する必要はないと思いますが、空いた施設をどうするかについても考慮した上で、学校の統廃合の考え方を大綱に入れておく必要があると思います。「2)子供たちの安全確保」に関してですが、阪神・淡路大地震、東日本大地震、そして近い将来必ずやってくるであろうと言われている東南海大地震に備えた防災教育について、もっと重点的にかつ市民上げての活動にしておく必要があるのではないかと思います。「3)学びのセーフティネットの構築」経済的な理由、環境的な理由で教育格差があってはならないという考え方を含めた表現にしていかなければならないのではないかと思います。「5)教職員の指導力の向上」についてですが、学校は少ない教職員で精力的に指導をしていただいておりますが、学校を卒業してすぐに現場に出て、先生方も試行錯誤のなか取り組まれていることを考えますと、校内研修会の体制や研修機会の拡充の考え方をいれていただければと思います。

基本方針6「1)家庭教育支援の充実」についてですが、福井県に視察に行った際に、子どもたちの家庭教育が非常にしっかりしていることを目の当たりにしまして、家庭教育が基本であると強く感じたところです。そのような中で、教育の向上のなかに、楽しさが無いといけない。みんなが輝くまち、輝くためには楽しくなければならぬということを盛り込めないかと考えております。

基本方針8は、スポーツに特化したかたちで書かれていますが、スポーツは重要なことですが、「1)スポーツ活動の推進」と「2)スポーツ環境の整備」をひとつにまとめても良いの

ではないかということ、それに加えて健康ということを見ると、ボランティアや仲間づくりということが、みんなが輝くまちということには必要ではないかと思います。元気なお年寄りの方が増えておりますので、ひとり一つのスポーツも大事な考え方ですが、ボランティア活動を通した仲間づくりというところを市がバックアップできれば良いのではないかと思います。

基本方針9では、文化財を守ろうという姿勢が表現されているのですが、郷土愛を育むということがあると思いますので、「郷土への愛着を育む」手段として文化財を守り、自然を守ることに努めますということになると思います。岸和田の誇りある歴史・文化が、子どもたちあるいは市民の心の支えとなる、そのような方針にすべきではないかと思います。

具体的な表現の案はないのですが、意見としては以上です。

<野口委員>

基本方針の文章がわかりにくいと感じたところについて考えてきましたので、参考にしてくださいと思います。

基本方針1「一人ひとりの学びを大切に、確かな学力の向上を図り、特色ある学校教育の推進に努めます。」とする方が良いと思います。学びと教育に分けた方がわかりやすいのではないかと思います。「5) 幼少中高の連携」のなかの幼少中高の枠を超えた一貫教育という表現に違和感があります。私は、今の段階では、教育の“一貫”ではなく“連携”だと思います。

基本方針3の文章について、“食生活や”、“地域との連携や”と“や”が続いていますが、何と何が並列なのかわかりにくいので、「食生活や基本的な生活習慣等における学校と家庭・地域との連携、並びに保健体育を充実し、子供たちの健康及び体力の推進を図ります。」とする方が良いと思います。また、この保健体育は何をさしているのでしょうか。学校の教科のことであれば、体育・保健体育になりますが、ここでは具体的に何を表現しているのかわかりにくいと感じました。「4) 体力づくりの推進」のところの「保健体育の授業」は、授業のことだと思いますので、ここは「体育・保健体育の授業」になると思います。保健は学年が限られていますので。

基本方針4については、前回の会議で各委員からご意見がありましたように、市全体と捉えるのであれば幼稚園に特化したことだけでは足りないと思います。幼稚園について書くのであれば、「1) 幼稚園における教育活動の充実」の文章についてですが、幼稚園教育の基本である教育の充実、指導の拡充改善に努める。その上で、子育て支援、預かり保育等の充実があると思います。就学前教育とするのであれば、幼稚園だけで終わってしまっただけでは足りないと思います。

<川岸委員長職務代理者>

基本方針4について、項目が幼稚園だけになっていますので、保育園や認定こども園のことも記載が必要になると思います。幼児教育だけですと、教育委員会の管轄だけということになりますので、市民全体というところから就学前教育とする方が良いかと思います。

<樋口教育長>

基本方針1「6) 高等教育機関との連携」の文章について、大学との連携を指しているかと思いますが、方針1は学校のことに特化していると思うので、生涯学習の活動については、

ここに記載することはどうかと思ったところです。「教育の諸問題に適切に対応し、学校教育活動の充実を図るため、高等教育機関と総合的に連携・協力し合います。」としてはいかがでしょうか。

基本方針2ですが、いじめ・不登校について岸和田市でも重点的に取り組まなければならない部分もありますので、「4) いじめの防止と解決」を「いじめ・不登校の防止と解決」にし、これを3) にしてはどうでしょうか。「5) 国際理解教育の推進」については、「郷土岸和田を愛し、国際性を育む教育の推進」としてはどうでしょうか。現在の国際理解だけでなく、コミュニケーション力やALT 外国語活動、また自分の地域を愛する・誇りを持つといった部分がでてくるのではないかと思います。文章についても「地域の伝統や文化を大切にし」という表現を入れて、ふるさと学習・ふるさと教育が見直されていますので、そのあたりに配慮しても良いのではないかと思います。

基本方針4の幼児教育についてですが、教育委員会として、就学前や幼稚園との連携を図るということで、「2) 幼小連携の強化」の文章の後に「小学校のスムーズな接続のために、保育園や保育所との連携と相互理解を図ります。」という言葉を加えると、市全体として、また教育委員会として、就学前教育との連携を図っていくという立場が明確になって良いのではないかと考えています。「1) 幼稚園における教育活動の充実」の文章に、幼児教育と子育て支援・預かり保育の両方が一緒に入っていますが、幼稚園の教育活動とするのであれば、子育て支援等を別に掲げる方がわかりやすいのではないのでしょうか。もし一緒にするのであれば、2つの文章、ひとつは「しっかりとした連携による学習保育や豊かな体験活動を通じて、子どもを育てていく」という視点の文章と、もうひとつは、現在の「子育て支援活動・預かり保育等の充実を図る」になるのではないかと思います。

基本方針5「2) 子供たちの安全確保」の文章については、安全教育・防災教育に「関係機関と連携を図りながら」という文章がはいると、警察や市の危機管理室や消防とも連携した安全確保につながっていくのではないかと思います。「3) 学びのセーフティネットの構築」という言葉が市民にとってわかりやすいかどうか検討が必要ですが、就学援助や進路選択相談の支援を指しているのであれば、「幼児・児童に対する経済的支援の充実」という表現の方がやわらかいと考えました。「5) 教職員の指導力の向上」の文章2行目「誇りをもち」のところを「誇りや使命感をもち」と言葉をいれた方が良いと思います。あわせて、第2回の会議でも「体罰」という言葉がでてきたかと思います。生徒指導の充実で記載するのか、教職員の指導力向上のところで記載するべきかを考えたところですが、生徒との信頼関係の部分が教職員の資質や指導力に関係するところがありますので、この2文目に「正しい児童・生徒理解で、信頼関係に基づく指導の徹底を図って、体罰防止に努めます。」という文章をいれると良いのではないかと思います。

基本方針8「スポーツ」のところでは、それぞれが一緒になってスポーツを楽しむ、生き生きと生活するというのを、特化すべきか、上の文章に加えるべきか検討が必要ですが、技術や体力の向上だけではなく、心豊かに輝くということが大事ではないかと思います。

<中野委員長>

言い出すときりがないので、1点明確に言えるのは、基本方針4「幼小連携」の話がありましたが、幼小一貫校の取り組みも考えているわけですから、それも加えるべきだと思います。

<樋口教育長>

ただ今の委員長の意見と少し関連するのですが、基本方針1「5) 幼小中高の連携」は、高等学校が入っているのが連携となっているかと思うのですが、小中一貫教育という言葉もあり、また幼小一貫にも取り組んでおりますので「幼小中高の連携・一貫」としてはどうかと思います。

<中野委員長>

「高」が入るのが問題だと思います。市内には、公立3校、私立1校ありますので、一方的に推進すると言ってもできないことですので、そこは区別をすべきだと思います。

<野口委員>

小中一貫については、教育委員会の中でも議論をしていないので、小中一貫校という発想を入れるのは慎重にした方が良くと思います。

<樋口教育長>

教育内容として「一貫」と捉えたところですが、市民の方にわかりやすい表現という視点でまとめる必要があると思います。

また、基本方針1や2はやわらかく末尾をまとめていただいておりますので、基本方針3の文章についても、「子供たちの健康や体力の増進を図ります」を「子供たちの健やかな体の育成を図ります」にしてはどうでしょうか。基本方針2で「豊かな心」とありますので、「健やかな体」と表現してはどうかと思います。

<野口委員>

基本方針3「1) 健康教育の充実」の文章について、“指導”と“家庭や地域”が並列になっていますが、文章としてつながらないので再考いただければと思います。

<谷口委員>

市の教育大綱ですので、学校だけではなく、教育に密接に関連する福祉、医療、芸術・文化、スポーツなど各分野との連携が引き出せるような表現をいれる方が良くと思います。

<司 会>

各委員のご意見が出そろったようですので、本日のまとめに入りたいと思います。本日もいただきましたご意見を踏まえて事務局で修正案を作成し、それを基に次回、再度ご議論いただきたいと思います。

<谷口委員>

資料3に関連してですが、先日、新聞で京都市総合教育会議が取り上げられていまして、参考に意見を聞くために関係者を総合教育会議に出席をさせることができるという条文に基づいて、京都市はPTAに声をかけて全体の声を聞いているという取り組みがありました。日程的に難しいところがあるかもしれませんが、生の声を聴くという意味ではそのような場を設けるのも良いのではなかと思います。

<司 会>

ただ今、谷口委員から資料3についてのご意見がありましたので、続いて事務局の方から資料3について説明をお願いします。

<事務局>

資料3について説明をさせていただきます。当初、スケジュール案としてお示しさせていただいたのが資料の上段になっております。変更案としまして、本日いただきましたご意見を踏まえて修正案を作成させていただき、来月の下旬を予定しているのですが、次回の会議でお示しし、再度ご議論いただき、それを持って12月頃に案としてまとめていきたいと思っております。その上で、市の重要な各分野での計画についてはパブリックコメントを実施する旨の条例に基づきパブリックコメントを実施して市民の皆さんのご意見をお伺いし、2月上旬を目処に大綱を策定していきたいと思っております。このため、資料下段に示させていただいているように、当初よりも2回程度開催回数を増やして進めさせていただければと思います。

<司 会>

ただ今、事務局から説明のありました、今後の策定スケジュールについて、ご異議ございませんか。

(全員：異議なし)

<司 会>

ありがとうございました。それでは最後になりますが、次回10月の日程調整をさせていただきたいと思っております。事務局から日程について案がありましたらお願いします。

<事務局>

先程、スケジュールで説明をさせていただきましたとおり、来月下旬の開催をお願いします。事務局案としまして、10月27日(火)の午後1時半開催を提案したいと思います。

<司 会>

ただいま事務局から提案がありました10月27日(火)の午後1時半からの開催で、委員の皆様ご都合いかがでしょうか。

(全員：異議なし)

<司 会>

それでは、10月27日(火)の午後1時半で、ご予約いただきたいと思います。場所など詳細については、改めて通知をさせていただきますので、よろしくをお願いします。

本日の会議事項は、全て終了となります。それでは、市長、閉会の挨拶をお願いします。

<信貴市長>

委員の皆様方におかれましては、開催時間の変更にもかかわりませず、ご出席賜りありがとうございました。委員の皆様熱い想いを携えて、岸和田の意思なる教育大綱を皆さんと一緒に作っていきたく思っております。川岸委員長職務代理者がおっしゃるように、市民がわかりやすいものをつくることは非常に大切であると思っております。また谷口委員からPTAの皆さんの声を聴くというご意見がございましたが、大綱の策定に係らず、総合教育会議の場でテーマを変えて、実際に携わっておられる方の生の声をパブリックに共有できればと思っております。まだ私の想いでございます。また提案をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

それでは、これにて第3回総合教育会議を閉会いたします。委員の皆様、ありがとうございました。

市 長

署名委員